

特定業務従事者健康診断仕様書

- 1 業務の名称
令和 8 年度特定業務従事者健康診断業務
- 2 業務の内容
検査項目のとおり
- 3 業務委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 対象者
岡山県職員（一般職員）、非常勤職員及び短時間勤務会計年度任用職員（以下、「非常勤職員等」という。）
- 5 検診会場
定期健康診断と同じ。ただし、深夜業務従事者検診、血液取扱従事者検診、結核健康診断については備前県民局、備中県民局、美作県民局、委託医療機関の 4 か所で開催する。
- 6 日程及び検査項目

健康診断の種類及び日程	検査項目
深夜業務従事者検診 A （35 歳以上の深夜業務に従事する職員） 年 2 回実施 1 回目：5 月 2 回目：定期健康診断に置き換える	問診、身長・体重・BMI 測定、視力・聴力測定 血圧測定 貧血検査（RBC、Hb） 肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT） 血中脂質検査（TG、HDL-C、LDL-C） 血糖検査（BS、HbA1c） その他血液検査（Ht） 尿検査（糖、蛋白、ウロビリノーゲン） 心電図 内科診察 尿沈査（医師の選択） 眼底検査、腹囲測定

<p>深夜業務従事者検診B (35歳未満の深夜業務に従事する職員)</p> <p>年2回実施 1回目：5月 2回目：定期健康診断に置き換える</p>	<p>問診、身長・体重・BMI測定、視力・聴力測定 血圧測定 貧血検査 (RBC、Hb) 肝機能検査 (AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ-GT) 血中脂質検査 (TG、HDL-C、LDL-C) 血糖検査 (BS、HbA1c) その他血液検査 (Ht) 尿検査 (糖、蛋白、ウロビリノーゲン) 心電図 内科診察 尿沈査 (医師の選択)</p>
<p>血液取扱業務従事者検診 (血液検査に従事する職員)</p> <p>5月 (深夜業務従事者検診と同時実施) ※B型肝炎予防ワクチン及び接種後の検査は、必要に応じて医療機関で実施</p>	<p>HBs抗原抗体検査 (定量・定性) B型肝炎ワクチン接種 HBs抗体検査 (定量)</p>
<p>結核健康診断 (結核患者又は結核菌に接する業務に新規に配置された職員)</p> <p>5月 (深夜業務従事者検診と同時実施)</p>	<p>クオンティフェロンTBゴールドプラス</p>
<p>農薬取扱業務従事者検診A (35歳以上の農薬を取り扱う職員)</p> <p>8～10月の定期健康診断と同時実施 ※上記の期間内に受診できなかった場合は、12～1月の定期健康診断時に受診可能とすること。</p>	<p>問診、身長・体重・BMI測定 視力測定、聴力検査 血圧測定 貧血検査 (RBC、Hb) 肝機能検査 (AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ-GT) 血中脂質検査 (TG、HDL-C、LDL-C) 血糖検査 (BS、HbA1c) 農薬に関する血液検査 (ChE、ALP、TP) その他血液検査 (UA、CRN、WBC、Ht) 尿検査 (糖、蛋白、潜血、ウロビリノーゲン) 心電図 内科診察 眼底検査、腹囲測定</p>

<p>農薬取扱業務従事者検診B (35歳未満の農薬を取り扱う職員)</p> <p>8～10月の定期健康診断と同時実施 ※上記の期間内に受診できなかった場合は、12～1月の定期健康診断時に受診可能とすること。</p>	<p>問診、身長・体重測定・BMI測定 視力測定、聴力検査 血圧測定 貧血検査 (RBC、Hb) 肝機能検査 (AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT) 血中脂質検査 (TG、HDL-C、LDL-C) 血糖検査 (BS、HbA1c) 農薬に関する血液検査 (ChE、ALP、TP) その他血液検査 (UA、CRN、WBC、Ht) 尿検査 (糖、蛋白、潜血、ウロビリノーゲン) 心電図 内科診察</p>
<p>トキソプラズマ検診 (と畜、家畜業務等に従事する職員)</p> <p>8～10月の定期健康診断と同時実施 ※上記の期間内に受診できなかった場合は、12～1月の定期健康診断時に受診可能とすること。</p>	<p>免疫学的検査 (トキソプラズマ抗体価測定)</p>

7 その他

(1) 契約は次の項目ごとに単価契約とする。(ただし、健康診断実施に係る諸経費(事務費、データ処理費等)は単価の中に含めて計上すること。)

- ・深夜業務従事者検診A (35歳以上)
- ・深夜業務従事者検診B (35歳未満)
- ・血液取扱業務従事者検診
 - HBs抗原抗体検査
 - B型肝炎ワクチン接種
 - HBs抗体検査
- ・結核業務従事者健康診断 (クオンティフェロンTBゴールドプラス)
- ・農薬取扱業務従事者検診A (35歳以上)
- ・農薬取扱業務従事者検診B (35歳未満)
- ・トキソプラズマ検診

(2) 検診結果の報告は、別紙「特定業務従事者健康診断検査結果取扱要領」のとおりとする。

(3) 積算基礎を明記した請求書を人事課職員厚生班へ提出すること。

なお、上半期(4～10月)実施分の請求書については令和8年12月21日(月)までに、下半期(11～1月)実施分の請求書については令和9年2月19日(金)までに人事課職員厚生班へ提出すること。

また、血液取扱従事者検診に係るワクチン接種については、接種後の検査までをまとめて令和9年3月4日(木)までに請求すること。

- (4) 深夜業務従事者検診では、企業局、工業用水道事務所、発電総合管理事務所の3か所をまとめて「公営企業管理者」宛てに請求書を別途作成すること。
- (5) 農薬取扱業務従事者検診について、健康診断受診票や採尿容器等を事前に各職員に配布の必要がある場合は、所属名・氏名・職員番号・受診健康診断種類を記載し、検診日2か月前までに人事課職員厚生班へ送付すること。
- (6) 岡山県との連絡調整の窓口として、業務に精通した担当者を1名選定し、担当者は定期健康診断・特定業務従事者健康診断・特殊業務従事職員健康診断の全ての連絡・調整等に誠意をもって当たること。
- (7) 法律改正等により、年度途中で健康診断に必要とされる項目に変更があった場合は、担当者は必要とされる変更点について速やかに人事課職員厚生班に連絡し、対応を協議すること。

特定業務従事者健康診断 検査結果取扱要領

1 検査結果報告対象者

- (1) 受診者全員とする。
- (2) 受診対象者 岡山県職員（一般職員、非常勤職員等）

2 検査結果報告方法

(1) 書面による報告

ア 個人結果通知

書面による報告は個人結果通知を2部作成し、1部は人事課職員厚生班に提出する。もう1部は、定型サイズの窓あき封筒（親展）に結果通知を入れ、窓あき部分から所属名・氏名・職員番号等が見えるようにしたものを個人毎に作成し、封をせずに人事課職員厚生班に提出する。要精密検査対象者には精密検査通知及び紹介状を作成し、個人結果通知に同封する。

イ 各種一覧

所属毎に検診受診者の結果一覧を2部作成し、人事課職員厚生班へ提出する。要精密検査対象者、要医療対象者の一覧をそれぞれ所属毎に2部作成し、人事課職員厚生班へ提出する。

なお、農薬取扱業務従事者検診については、農薬取扱業務従事者検診結果一覧及び定期健康診断結果一覧いずれも報告すること。窓あき封筒に入れる個人結果は、農薬取扱業務従事者検診と定期健康診断とそれぞれに作成する必要はなく、1部作成し農薬取扱業務従事者検診及び定期健康診断結果と記載し、定期健康診断へ報告する。

(2) データによる報告

農薬取扱業務従事者検診を定期・採用時健康診断と同時実施した場合は、データを保存したコンパクトディスク（以下「CD」という。）を人事課職員厚生班に提出する。データ報告形式等は、別紙「定期健康診断及び生活習慣病健康診断（胃がん検診・大腸がん検診）検査結果取扱要領」による。

3 検査結果報告に当たっての注意事項

- (1) 検査結果の作成及び提出に当たっては、個人情報等に関連する法令を遵守すること。
- (2) 深夜業務従事者検診及び農薬取扱業務従事者検診については、岡山県の定める健康

区分を個人結果、所属毎の一覧、データともに記載すること。

- (3) 検査結果には、各検査項目の基準値を記載すること。

4 検査結果提出期限

検診実施日から1か月以内に人事課職員厚生班に提出すること。

5 その他

この要領に関し疑義が生じた場合は、人事課職員厚生班に申し出ること。

<本件に関する窓口>

岡山県人事課職員厚生班 担当：武下 直通電話：086-226-7223